

豊かな自然に四季のかおりと舟唄のこだまする村

## 戸沢村農村環境基本計画

人と自然の健全な共生、環境負荷の少ない循環型社会の構築

この大切な農村環境を未来に伝えるために・・・・・・・・

令和元年6月

戸沢村環境審議会



# 目 次

<b>第1章 農村環境基本計画策定にあたって</b> .....	- 1 -
第1節 農村環境基本計画策定の背景 .....	- 1 -
第2節 環境基本計画の位置づけ、計画の性格 .....	- 1 -
第3節 計画の対象範囲 .....	- 2 -
第4節 村民・事業者・村の協働による計画の推進 .....	- 2 -
第5節 策定にあたっての課題 .....	- 3 -
第6節 用語の説明 .....	- 4 -
<b>第2章 戸沢村の環境特性と課題</b> .....	- 5 -
第1節 環境特性と課題の整理（現状の認識） .....	- 5 -
1 自然環境 .....	- 5 -
2 生活環境 .....	- 11 -
<b>第3章 計画の目標と基本的な考え方</b> .....	- 14 -
第1節 本計画を進めていく中での基本的な考え方 .....	- 14 -
1 戸沢村環境基本計画の基本理念 .....	- 14 -
2 基本計画の5つの基本目標 .....	- 15 -
第2節 取り組み目標 .....	- 17 -
1 ゴミ減量化の推進 .....	- 17 -
2 環境衛生及び景観の保護 .....	- 17 -
<b>第4章 農村環境基本計画の施策方針</b> .....	- 19 -
<b>目標の達成に向けた具体的な取り組み</b> .....	- 19 -
第1節 自然環境の保全、変化の抑制 .....	- 19 -
第2節 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全 .....	- 21 -
第3節 歴史・文化的資源の保全や美しい環境の創出 .....	- 23 -
第4節 持続的発展可能な循環型社会の形成 .....	- 23 -
第5節 広報、啓発、学習、村民参加の推進 .....	- 25 -
1 ゴミ減量化の推進 .....	- 26 -
2 環境衛生及び景観の保護 .....	- 26 -

第5章 重点項目（プロジェクト） .....	- 28 -
第1節 ゴミの減量化と再資源化（リサイクル）の推進.....	- 28 -
第2節 木質バイオマスエネルギーの利用促進と省エネルギー.....	- 30 -
第3節 森林文化と環境を活かした産業活性化支援.....	- 31 -

## 資 料 編

戸沢村農村環境保全条例

戸沢村環境保全協定

戸沢村環境審議会委員名簿

# 第1章 農村環境基本計画策定にあたって

## 第1節 農村環境基本計画策定の背景

### 計画の目的

近年の社会経済活動や生活様式の変化は、利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、廃棄物が増大し、大気汚染や川などの水質汚染、地球温暖化などの様々な環境問題が明らかになってきています。身近な自然環境の保全を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼしており、本村においても環境に負荷の少ない循環型社会の実現が強く求められています。

現在の環境問題は、かつての公害問題と違って、温室効果ガスの排出による地球温暖化をはじめとして、大気や水質の汚染、大量の廃棄物の処理問題、資源の枯渇など、より広域的に複雑化しています。これまでにないスピードで失われている生物多様性の問題など、取り巻く環境の変化は、地球規模で進行しています。

このような環境問題を解決するには、私たち一人ひとりが日常の生活や活動を見直し、できるだけ地球環境を汚さないようにする必要があります。

奥羽の美しい山並みに囲まれ、母なる川「最上川」が村の中央部を東西に貫き、肥沃な田園地帯が開け、四季折々の多彩な風景が見られる豊かな自然環境に恵まれている本村においても、近年、ゴミや産業廃棄物等が急増しており、生活者一人ひとりのライフスタイルに起因する日常的な環境負荷の積み重ねが問題となっています。

この間、村民の皆さんは、その自然の恵みを持続的に享受するために自然と付き合う作法を守り、自然との共生と循環の知恵や生活文化を長い時間をかけて育んできました。

人口減少、少子高齢化の急速な進行、森林環境や農用地の荒廃、集落の活力低下、学校の統廃合など本村を取り巻く経済情勢の変化がある中、地域づくりを支えている多様な主体による、それぞれの役割の発揮が求められています。

本村がめざしている「人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な、次世代に誇りうる村・・・とざわ」を実現するためには、行政はもとより事業者、村民も含めて環境を守る心を大切にするとともに、具体的に行動して、自然環境豊かな美しい村を良好な状態で維持、保全し、未来へ繋いでいくための新たな視点での指針が必要となっていることから、「戸沢村農村環境基本計画」を策定することとしました。

## 第2節 環境基本計画の位置づけ、計画の性格

この計画は、国（環境基本法や環境基本計画等）や山形県（県環境基本条例や県環境基本計画等）の上位計画や関連計画と連携しながら、村の総合計画との整合性も図っていきます。

この計画の性格は、村民、事業者、行政が環境に対するそれぞれの役割を認識し、その分担を明確にしながら、環境の健全な継承の道筋を明らかにし、環境にやさしい村づ

くりを推進していくための行動計画です。

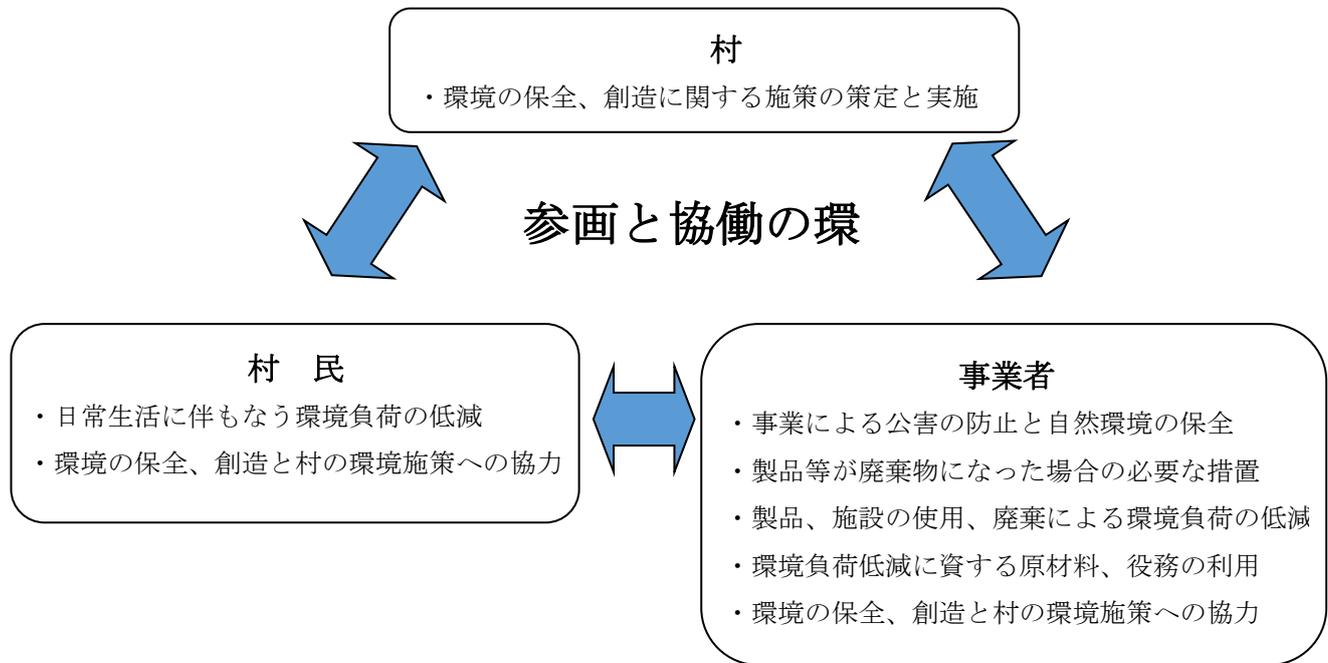
### 第3節 計画の対象範囲

環境に対する取り組みは、村域内だけで解決できる問題ではありませんが、村において国や山形県の目標を踏まえて、具体的な行動目標を立て、施策を担う行政だけでなく、事業者、村民全員が協働して、よりよい環境を実現していく必要があります。

本計画の対象地域は、本村全域とし、対象者は、行政、企業、学校、地域コミュニティ等の団体、村民など、本村に在住する人々を対象とします。

### 第4節 村民・事業者・村の協働による計画の推進

#### ※ 計画の推進主体と役割



#### (住民参加と協働の仕組みの構築)

この計画を推進する主体である村・村民・事業者の3つの主体が適正に役割を分担し、互いに協力して計画を推進します。環境に対する取り組みは、村域内だけで解決できる問題ではありませんが、村において国や山形県の目標を踏まえて、具体的な行動目標を立て、施策を担う行政だけでなく、事業者、村民全員が協働して、よりよい環境を実現していく必要があります。

## 第5節 策定にあたっての課題

### 環境の保全

#### 地域経済けん引事業の促進に際し、配慮すべき事項

本村には、数多くの秀麗な山々や最上川、豊かな緑や清らかな水など、美しく豊かな自然に恵まれています。

農村地域への産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置について、円滑に事業を進めるためには、農業団体、商工団体の協力によるところが大きいことから、計画段階から、これらの団体の参画に配慮する必要があります。過疎地域、山村地域等における人口流出の抑制、地域経済の発展等、地域振興に果たす役割を考慮し、農村の振興、地域づくりを進めていく上で、すぐれた自然の保全、森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成、公害の防止はもとより、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理など大気汚染、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど農村地域の環境の保全に十分配慮することが必要です。

この場合、周辺地域における産業や住民の多数が、施設立地に伴う生活環境や事業環境への影響について懸念を抱くと予想される業種については、環境影響評価を行い、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえたうえでの判断が重要です。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮します。

特に今回のように大規模な地域経済けん引事業（大規模養豚事業）を実施することとなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく手立てが必要です。

本基本計画の推進にあたっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令、国の環境基本計画及び第3次山形県環境計画に基づき、山形県環境基本条例の目指す「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県の構築」実現に向けて、資源・エネルギーの利用の効率化及び循環の促進など環境の保全に十分に配慮しながら、地域社会や住民生活ととの調和共存を図っていくことが重要です。

このため、本村においては、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して、課題が生じうる事項への対策については、住民の理解を得るための各種取り組みを用い、地域の安全と平穩の確保に努めていきます。また、国や県、村が定める各種計画等との整合性を図ります。

## 第 6 節 用語の説明

この計画において、次の各号に掲げる用語の説明。

(1) スカム (scum)

処理相当の水面に浮上した油脂や固形物の集まったもの

(2) DO (dissolved oxygen) (溶存酸素)

液体中に溶け込んでいる酸素濃度のことをいう

山形県生活環境の保全等に関する条例による排水基準は、100 mg/ℓ日間平均 80 mg/ℓ

(3) BOD (biochemical oxygen demand) (生物化学的酸素要求量)

溶存酸素の存在のもとで、水中の分解可能性物質が生物化学的に安定化するために微生物が必要な酸素量を mg/ℓで表したもの

※値が大きいほど水質汚濁は著しい

(4) SS (suspended solids) (浮遊物質量)

液体中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことをいう

山形県生活環境の保全等に関する条例による排水基準は、90 mg/ℓ日間平均 70 mg/ℓ

(5) PH (ペーハー) (水素イオン濃度)

山形県生活環境の保全等に関する条例による排水基準は、6.1 以上～8.6 以下

(6) 法 環境基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) をいう。

(7) バイオマス

木材、下水汚泥、生ゴミなどの生物資源を原料としたエネルギー資源及び工業原料などの総称。2002 年 1 月、新たに「新エネルギー」として位置付けられた。

バイオマスを燃焼して発生する二酸化炭素は、植物の成長過程で取り入れられたものであり、大気中の二酸化炭素の増減には影響を与えないという特性を有し、地球温暖化対策上も注目されている。

## 第2章 戸沢村の環境特性と課題

### 第1節 環境特性と課題の整理（現状の認識）

#### 1 自然環境

##### （1）村の概況

###### ① 位置及び面積

戸沢村は、山形県の北部・最上地方に位置し、東西は約18km、南北に23kmの地域で、東南には新庄市と大蔵村、北は鮭川村、西は庄内地方の酒田市と庄内町に接しています。面積は261.25km<sup>2</sup>。

###### ② 地形、土地利用状況

村は、山形県の中央部を南北に走る出羽山地の中にあり、やや北寄りに位置する地形であり、そのほとんどが標高500～1,000m以上の山々に四方を囲まれています。南部及び中部地域は、最上川、角川を中心として月山系から連なり、起伏が激しく谷間状の形状をなしていることから平地が極端に少なく、北部地域は、鳥海神室山系で本村の中では比較的平たん部の多い地域です。平地部でも30～500mの高原地帯となっています。

###### ③ 地質

戸沢村の地質構造の特徴は、山地の大部分は新生代の新第3紀層に属し、東部鮭川の流域は主として砂岩、凝灰質岩及び凝灰質砂岩等からなり、南部角川流域の中部層は黒色頁岩、硬岩が主体で、一部は火山灰からなっています。

その火山灰とは、肘折カルデラから流出したシラス様の軽石流堆積物であり、これが崩壊して地すべりを発生させる一因となっています。

最上川西部の南北に走る下層部には、緑色凝灰岩、砂岩、頁岩の層があります。

###### ④ 河川

戸沢村の河川の大きな特徴は、村をほぼ中央を東西に横切る最上川と、これに南北より流れ込む樹枝状に広がった支流群よりなっています。

最上川は、村を西から東に横断して、鮭川、角川の二大支流を村内で集め、ほぼ中央を横断して庄内地方を経て日本海に注いでいます。

##### （2）村の気象・気候

村は、面積の大部分を出羽山地の中に置き、本村の気候は、冬に降水量の多い日本海型気候区に属し、出羽山地の東側では、熱しやすく冷めやすい内陸性の気温変化の性質を持っています。気温10℃以上を保っているのは、5月から10月までの6か月で日照時間も極めて短く、多雪、寒冷の地です。

12月～3月の約4か月間は、雪にうずまり強い北西の季節風にのり、1月から3月上旬にかけて吹雪が続き、さらに空気に湿気が多いためベタ雪で重く、雪害が起こりやすい。積雪深は、平野部でも2mを超える場合があります。

6月中旬から7月中旬にかけての梅雨期は、地形上、集中豪雨になりやすく、特に梅

雨末期の梅雨前線が北上し豪雨となることが多い。8月中旬まで豪雨災害に注意が必要です。

気象資料

過去 30 年間の気象情報

区分 年	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照	雪	
	年間 合計	日 最大	日 平均	最高	最低	平均 風速	最大		時間 (h)	降雪 合計	最深 積雪
							風向	風速			
平成元年	1527.0	59.0	11.3	34.0	-11.4	2.9	西	16.2	1403.3	479	65
2	1812.0	98.5	11.9	35.4	-14.7	2.7	東南東	14.6	1374.2	529	101
3	2044.0	65.0	11.0	34.0	-12.2	2.7	東南東	13.9	1246.4	738	135
4	1688.5	98.5	10.6	33.2	-10.2	2.7	西	13.6	1282.4	555	93
5	2086.0	105.0	10.2	32.3	-9.5	2.9	西	14.6	1144.1	653	81
6	1544.0	62.0	11.3	37.2	-11.5	2.7	西北西	16.3	1500.3	693	117
7	2152.0	78.0	10.6	35.3	-14.6	2.7	西	15.0	1134.3	680	113
8	1792.5	70.5	10.1	35.1	-9.8	2.7	北西	12.9	1332.1	774	154
9	1854.0	87.0	10.8	34.2	-9.7	2.7	西	13.4	1302.9	586	91
10	2142.0	77.5	11.4	32.9	-10.4	2.8	西	14.8	1224.9	547	98
11	1973.0	111.0	11.1	36.9	-16.8	2.7	西	17.4	1267.3]	705	85
12	1932.5	53.5	11.1	35.8	-9.6	2.7	西	15.1	1298.5	936	116
13	1852.5	68.0	10.4	34.5	-14.9	2.7]	西北西	13.4	1337.3	969	166
14	2019.0]	70.0]	10.8	35.4	-11.0	2.7	南西	15.4	1298.6	766	134
15	1805.5	58.5	10.8	31.8	-13.5	2.8	北西	12.9	1244.4	798	111
16	2033.0	98.5	11.6	34.2	-10.7	2.9	西	15.0	1429.5	676	107
17	2135.0	93.5	10.7	35.6	-10.9	2.7]	西	15.9	1259.3	982	169
18	1901.5	97.0	10.8	34.9	-10.9	2.8	西北西	15.1	1210.9	799	157
19	1943.5	75.0	11.2	36.4	-9.2	2.5	西	15.6	1332.2]	500	52
20	1915.0	145.5	11.0	34.5	-11.5	2.5	西	13.1	1270.9]	713	119
21	1819.5	52.5	11.1	34.2	-10.0	2.6	西北西	14.3	1253.7	620	100
22	2137.0	97.5	11.5	36.5	-13.5	2.5	西	14.5	1259.2	665	106
23	2211.0	110.0	10.7	34.7	-11.4	2.6	西北西	14.4	1297.8	833	200
24	2119.0	78.0	11.0	36.0	-11.7	2.8	西	20.0	1408.6	966	186
25	2751.0	103.5	10.8	34.1	-10.6	2.8	西	15.1	1286.6	873	208
26	2132.5	76.0	10.8	36.1	-9.9	2.8	西北西	13.4	1399.9	793	163
27	1662.5	49.0	11.7	36.2	-9.1	2.9	西	15.7	1497.2	681	150
28	1864.0	104.0	11.6	35.0	-9.6	2.8	西	13.9	1512.9	598	130
29	2125.0	53.0	10.8	36.4	-9.3	2.7	西	14.3	1314.1	580	102
30	2430.5	204.0]	11.3	37.0	-13.3	2.7	西	17.6	1431.8	770	197

注) 数値右の]印は観測値が不足していることを示し、平均の計算には含めない。寒候年とは、前年8月から当年7月までの1年を指す。(気象庁 山形地方気象台 新庄特別地域気象観測所による)

### (3) 森林資源及び貴重な動植物

#### 《特性》

戸沢村の森林面積は、21,607ha で村域の 84%を占めています。また、これらの森林面積のうち、国有林面積が 80%を占めています。

貴重な自然としては、山ノ内杉の群生（幻想の森）、長倉の大杉等、巨木の林が多く点在し、ブナの天然林も多く存在しています。

村内では、絶滅危惧種である「ギフチョウ」や「チョウセンアカシジミ」の生息が確認されています。

村の花「ヒメサユリ」の北限とされています。

#### 《課題》

広大な森林資源は、貴重な存在であり、今後も保護、保全が大切です。

一方、かつて里山と呼ばれた落葉広葉樹二次林は、人の手が入らなくなって多様性が失われつつあるため、適正管理による里山景観の保全などが課題となっています。引き続き、ナラ枯れ病対策も講じていく必要があります。

表 1 - 1 自然保護や保全に関する法適用の状況

種 別	名 称	面 積	備 考
県立自然公園	最上峡県立自然公園		昭和 46 年 6 月 県指定
法規制	今神山自然環境保全地域		昭和 50 年 3 月 県指定

### (4) 木質バイオマス

木質バイオマスの利用形態の一つである薪は、現在でも暖房用として利用されています。薪の材料は、共同購入か、もしくは、個人で所有している山から切り出している状況です。しかし、この材料の調達には、費用の他に薪割りなどの独特の労力がかかるという課題があります。

最近では、木質ペレットストーブの利用が拡大しています。庁舎においては、化石燃料からの転換エネルギー利用ということで、平成 28 年 10 月から 1 階ロビーに設置しています。平成 23 年 11 月から環境に配慮したバイオマストイレを浄の滝入口登山道に設置しています。

### (5) 太陽光

冬期間、雪に覆われる当村では、一般家庭において住宅屋根等に設置する太陽熱による温水器が普及しているものの、太陽光エネルギーの利用は、ごく一部にとどまっています。

現在、災害時などでの利用が検討されており、公共施設では、指定避難所となっている中央公民館や統合された戸沢小中学校、戸沢保育所、ぼんぼ館において、太陽光パネルが設置され、活用が進められています。

## (6) エネルギー・電力等使用量

### 《現況》

本村における電力消費量は、ほぼ横ばいの状態となっています。役場での重油・灯油の支出額（消費量）は、過去5か年平均で約237万円（約2.5万リットル）にも達しています。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	5 年間の合計
3,158,488 円	2,510,122 円	1,467,138 円	2,526,760 円	2,187,747 円	11,850,255 円

### 《課題》

村内各家庭において、木質ペレットストーブや薪ストーブの利用が拡大しています。日常の生活を振り返って、電気の消費削減に心がけるほか、本村の豊富な森林資源を活かした木質バイオマスの利活用を図る必要があります。特に公共施設では、化成燃料だけに頼らず、木質バイオマス等、積極的な自然エネルギーの導入・活用を更に検討していく必要があります。

## (7) 社会環境条件

### 人 口

#### 《現況》

本村においても、人口減少、少子高齢化の傾向がはっきり表れており、人口は、昭和25年の11,454人をピークに減少をたどり、平成31年1月末には、4,591人となっています。中でも65歳以上人口割合は、平成12年の27%から5年ごとに30.1%、31.8%、35.2%へと増加し、高齢化が急速に進んでいます。世帯数は、昭和35年の1,804世帯であったのが、現在は、1,611世帯と減少傾向となっています。

#### 《課題》

人口減少は、エネルギー消費の減少となることも考えられるが、一人あたりの消費量の増加によって相殺されないよう、環境負荷をかけない暮らし方が課題となります。

表 1 - 2 戸沢村の人口の推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口 (人)	6,450	5,915	5,304	4,773
男性人口 (人)	3,068	2,815	2,526	2,279
女性人口 (人)	3,382	3,100	2,778	2,494
一般世帯数 (世帯)	1,520	1,482	1,451	1,390
15 歳未満人口 (人)	968	773	558	455
15 歳未満人口割合 (%)	15.0	13.1	10.5	9.5
15～64 歳人口 (人)	3,741	3,362	3,059	2,636
15～64 歳人口割合 (%)	58.0	56.8	57.7	55.2
65 歳以上人口 (人)	1,741	1,780	1,687	1,682
65 歳以上人口割合 (%)	27.0	30.1	31.8	35.2

(各年国勢調査)

## (8) 道路交通条件

本村は、広大な面積の中に、40 近くの集落が点在しており、集落間の移動や村内各地から村中心部、村外への移動を容易にするため、内陸と庄内を結ぶ国道 47 号、主要地方道、一般県道、村道（45 路線）等が整備されています。現在、高規格道路「新庄～酒田道路」の整備が進んでいます。

豪雨災害等により、通行不能になる道路もあり、代替え道路がなかったり、大きく迂回せざるを得ない道路整備状況にあるため、早期の高規格道路全線開通が待たれています。

## (9) 生活文化条件

### 《現状》

本村では、先人たちが冬季の豪雪など、気象や地理上の悪条件による厳しい生活環境の中で、お互いを支えあい、補いあって生活し文化を育んできました。

自然の恵みを受けて、わらびやゼンマイをはじめ、多くの山菜を食し、その保存・加工方法も郷土の伝統料理として長く伝えられています。

自然の素材そのものを活かし、身につける物や日常で使う物を制作し、余すことなく活用し、そして、自然に対して感謝と畏敬の念を表してきました。

植林や下草刈り、山焼き、山道づくり、生活道路の普請、用排水路の手入れ、橋の補強、祭りの準備などの共同作業、農作業では田植など「結い」などの風習があり、集落内において厳密なルールの下で実施されてきていました。

今現在、交通機関も発達し、少子高齢化も進み、かつてのような濃密な互助システムは少なくなったものの、お互いを思いやる精神は戸沢村民の誇りとなっています。

### 《課題》

この厳しい環境の中で、育まれてきた知恵とお互いを思いやる協働の精神を、新しい時代の地域づくりにどう活かしていくかが課題となります。

### (10) 戸沢の文化財

本村では、以下の表に示すような県指定文化財が1件、村指定文化財が8件指定されています。

#### ※県指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理団体）
天然記念物	角川（長倉）の大スギ	戸沢村大字角川 1010	今熊野神社

#### ※戸沢村指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所有者（管理団体）
天然記念物	津谷の大柳	戸沢村大字津谷字大柳 1960	岩田湖東吉
歴史資料	堂坂「親子杉」	戸沢村大字古口堂坂墓地	堂坂墓地
歴史資料	ドーアン楯渡場板碑	戸沢村大字津谷字大柳 568-2	近岡義一郎
歴史資料	今熊野大権現縁起書	戸沢村大字角川 1315	今神温泉 田中勇行
歴史資料	今熊野大権現額	戸沢村大字角川 1315	今神温泉 田中勇行
歴史資料	正覚院の板碑（2基）	戸沢村大字古口 2660	皿嶋一雄
建造物	外川神社（1棟）	戸沢村大字古口 3263	寿命院
無形民俗文化財	古口白山神社祭典ヤレノ行列	戸沢村古口地区	古口馬方・奴保存会

## 2 生活環境

### (1) 温室効果ガス排出量

#### 《現況》

2009年の山形県内の温室効果ガス排出量は、931.9万トン（二酸化炭素換算）です。前年比で4.2%減少しており、京都議定書の規定による基準年（1990年）と比べると12.9%増加しています。

#### 《課題》

地球温暖化対策という国際的な課題にとらえられがちですが、それぞれの地域で、住民、事業者、行政がそれぞれの立場からの役割を果たし、協力して環境問題に取り組んでいく仕組みを作り上げていくことが求められています。

### (2) 水質汚濁、大気汚染、振動、騒音

全国的に、自動車の排気ガスによる大気汚染や交通量の増加による騒音、振動などが問題となりつつありますが、本村では、大気汚染や騒音、振動について、現段階では主だった環境問題の発生は確認されていない状況です。今後、大規模養豚場建設に伴う大気汚染（悪臭）や水質汚濁が懸念されるものの、村の農村環境基本条例や上位法である水質汚濁防止法や悪臭防止法の基準をクリアできる、実績のある事業者による施設建設を予定しています。

平成30年7月24日に、戸沢村養豚施設建設地域協議会も立ち上げ、平成30年8月2日には、村と事業者の間で環境保全協定書も締結されています。

村・事業者・周辺地区会役員等で組織する戸沢村養豚施設建設地域協議会との意見交換を設けながら、公害の事前発生防止対策や協定事項の遵守状況を点検・検証し、水質の保全や大気への負荷を減らしていくこととしています。

きれいな水質の維持と保全に努め、農業生産や内水面漁業振興に影響の無いよう万全の態勢で臨んでいきます。

現段階での野口川（野口橋）及び田沢川（古川橋）付近のpHやBOD値は、AA類、A類となっており、環境基準を満たしています。

※ 水質汚濁防止法の規制の中、環境調査データとして、施設建設前に状況を知っておくことが必要とのことから、現状と施設稼働後の変化を検証していきます。

表2-1 野口川・田沢川の環境基準と現況

水質範囲	類型	測定結果 (H30.7.10)	備考
野口川 (野口橋)	A	A	
田沢川 (古川橋)	A	A	

表 2 - 2 環境基準

類型	p H	B O D	S S	D O	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5.0mg/ℓ以上	

### (3) 上水道の整備状況

本村の上水道普及率は、平成 30 年 5 月 31 日現在、99.36%で、一人 1 日当たりの平均給水量は、308～342 リットルの間で推移しており、横ばいの状況です。

### (4) 公共下水道・農業集落排水整備状況

生活排水処理のための本村の下水道・農業集落排水の普及率は、平成 29 年度末で、国 (75.1%)、県平均 (72.4%) と比較すると低く、農業集落排水整備率 31.5%、公共下水道整備率 10.1%となっており、村全体の水洗化率は、41.6%にとどまっています。

引き続き、下水等整備地区の世帯の普及率を上げるとともに、合併浄化槽の設置を進め、生活排水の水質向上に努めていく必要があります。

### (5) 自動車保有台数

人口減少がネックとなり、公共交通機関整備事業が後退しているため、人口の大幅な減少にも関わらず、自動車の保有台数は減少していません。

### (6) 観光関係

#### 《現況》

本村観光は、「最上川舟下り」が有名で、外国人観光客 (約 1 万人) も含め、全国から約 10 万人の大勢のお客さんが戸沢村を訪れています。

#### 《課題》

豊かな自然に恵まれている本村は、観光資源・素材は多数存在していますが、それぞれの素材を線で結べない状況となっています。

平成 6 年のグリーンツーリズムから一歩進んだ「農泊」という概念が農水省から提案され、「地域資源」を観光コンテンツとして磨き上げ、農産漁村滞在型旅行商品をビジネスとして実施するため、村の観光物産協会の会員を中心に村内の各種団体に声掛けをし、平成 30 年 7 月 19 日に戸沢村農泊推進協議会を立ち上げました。

今までの通過型の観光をいかに着地型の観光地に変えていくかが課題となります。

表 3-1 主な観光施設の入込状況

(単位:人)

観光地名等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
最上川舟下り(芭蕉ライン観光)	90,100	91,500	92,500	84,600	89,700
白糸の滝ドライブイン	337,500	341,600	311,800	394,500	340,100
ぼんぼ館	36,200	42,000	57,100	49,800	47,600
高麗館(道の駅)	17,100	56,800	51,600	46,700	44,400
産直「とざわ農楽市」	10,500	11,500	11,500	8,600	11,200

### (7) 住民参加活動

村内 36 地区で衛生組合を組織し、不法投棄のパトロール、道路や河川の一斉清掃、コンポスターの購入助成等の活動を行っています。

ゴミステーションの設置・改修等の施設の管理については、衛生組合（基本的に自治会組織とイコール）で、地域づくり交付金等の活用で対応しています。

### (8) 環境教育・環境学習・コミュニティ活動

村内の小中学校では、総合学習として山や森に触れること、ゴミについて考えること、エネルギー問題などについて取り組んでいます。

また、「地域のことをもっと知ろう」ということで、炭焼き活動をしている地域のお年寄りの話を聞く機会も設けています。

学校林での下刈りや間伐活動等の森林整備を通して、森と関わって仕事をしている方々から、本村の森林資源の豊かさや、それを活用した農林業の可能性について学び、次世代への継承活動を実施しています。

また、学校田・学校の畑で、田んぼの先生、畑の先生とともに農作物の植栽、栽培や収穫作業に取り組み、それらの活動を通して環境の大切さを学んでいます。

## 第3章 計画の目標と基本的な考え方

### 第1節 本計画を進めていく中での基本的な考え方

#### 1 戸沢村環境基本計画の基本理念

戸沢村環境基本計画を進めていく中で、計画自体の基本理念や目標も設定する必要があります。

そのため、基本となる戸沢村農村環境保全条例の基本理念をベースに考えていきます。

#### 【戸沢村農村環境保全条例 第3条 基本理念】

- 1 環境の保全は、村民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいくことができるように適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、資源の循環的な利用等を推進すること、その他の環境の保全に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを旨として行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下に、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

本計画は、上記の戸沢村農村環境保全条例における基本理念を踏まえて、計画の基本理念を次のように設定します。

## 戸沢村環境基本計画の基本理念

- ① 健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代に引き継いでいきます
- ② 地域特性に応じて、多様な生態系が維持されるように、人と自然との共生の実現を目指していきます
- ③ 多様な環境要素、地域資源を有効活用し、村民・事業者・村が自主的かつ積極的に行動し、環境への負荷の少ない循環型地域社会の構築を目指していきます
- ④ 地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、地球環境の保全を推進していきます
- ⑤ 田園環境の再生に取り組み、農村環境の保全とその特徴を活かし、地域住民自らが考え、行動する地域づくりを一層推進していきます
- ⑥ 環境にやさしい農産物の販売、環境配慮の取り組みを推進します

## 2 基本計画の5つの基本目標

私たちは、ふるさと「戸沢村」の環境並びに地球環境を将来の世代に引き継ぐ責任があります。

村の環境基本計画の基本理念から、この計画の目標を

### 人と自然の健全な共生、環境負荷の少ない循環型社会の構築

と設定します。この目標に向かい、村民・事業者・村が参画・協働しながら自然及び生活環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

本計画は、次の5つの基本目標により、各種施策を総合的に展開していきます。

## 1 自然環境の保全、変化の抑制

森林、河川等の自然や豊かな水辺空間など恵まれた農村環境を改めて深く認識し、引き続き自然や農地を大切にする気持ちを持って、この良好な環境を次の世代に継承していきます。

森林は、林業の営みや動植物の生息だけではなく、人々の休養・レクリエーションの場、さらには、水源涵養、二酸化炭素の吸収など、地域や地球環境の保全まで多様な公益的機能を有する貴重な財産です。

しかしながら、近年は、社会・産業の変化や気候変動等により、緑や水の環境が大きく変化しており、大切な資源を後世に残していくためには、長期的な視野に立った保全活動を行っていく必要があります。

森林、河川の環境維持・保全、農地の適正な保全管理及び機能強化を推進すると同時に、環境保全型農業の促進により、村が誇る「食」について、より安全で安心な農作物の生産といった取り組みを通して、本村の原風景である良好な自然環境の形成を図っていきます。

## 2 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全

安全な生活を営むために、生命を支える大気、水、土壌等の環境に対して、日々の行動における責任を自覚し、村民みんなが健康で安心して暮らせる生活環境を作っていきます。

## 3 歴史・文化的資源の保全、美しい環境の創出

本村の歴史的・文化的な資源や美しい自然景観を大切にし、暮らしに身近な公共空間や良好な緑を創出して空間形成を図っていきます。

## 4 持続的発展可能な循環型社会の形成

地球温暖化に配慮した生活様式を心がけ、使い捨てる生活や産業行動を改善して、限りある資源を大切にする気持ちを持って、持続的発展可能な循環型社会を構築していきます。

## 5 広報、学習、啓発、村民参加の推進

環境に関する教育や学習を進め、村民、事業者、村のパートナーシップの推進を図りながら、自分たちの村の環境を大切に思う気持ちや誇りを持って、環境保全活動に協働で取り組んでいきます。

## 第2節 取り組み目標

### 1 ゴミ減量化の推進

#### (1) 現状認識

平成5年1月1日からスタートした、ゴミ分別収集及びゴミ処理の有料化により、ゴミの排出量は減少傾向が続いていました。しかし、近年の家族構成の変化や便利さを追求した調理方法の普及による食品包装の多様化もあいまって、ゴミの排出量は横ばいに転じています。

ゴミのリサイクル意識は定着しているものの、ペットボトルやビン・缶などの資源ゴミ分別収集量も横ばいの状況です。また、レアメタルを含む小型家電のリサイクルにも取り組んでいる現状にあります。本村のゴミ処理は、現在、最上広域市町村圏事務組合の処理方法に基づいて共同処理しております。

廃棄物処理については、焼却施設である「エコプラザもがみ」が計画的な修繕が必要な時期を迎えています。今後、処理コストの増加が懸念されるため、施設への負担軽減と長期利用のため、一層のゴミの分別と減量化の取り組みが必要となります。

#### (2) 課題

- ①分別収集の徹底
- ②資源ゴミのリサイクルの徹底
- ③3R（廃棄物の発生抑制／リデュース、再使用／リユース、再生利用／リサイクル）の推進

#### (3) 目指す目標

- ①さらなる分別収集を推進します
- ②資源ゴミのリサイクルを推進します
- ③3R運動を推進します

## 2 環境衛生及び景観の保護

#### (1) 現状認識

本村の良好な生活環境の実現に資することを目的として、平成30年3月に「戸沢村農村環境条例」を制定し、恵まれた自然風土を活かすとともに、村民総ぐるみで地域の魅力を活かした景観づくり等、豊かな自然環境を創造するための環境保全活動が行われています。

環境を取り巻く行政施策の守備範囲が広くなり、施策推進に整合性と計画性が求められており、村民生活や経済活動に起因する河川の汚濁や廃棄物の増大による環境悪化を防止するとともに地球温暖化問題などにも積極的に対応していく必要があります。

環境美化の一層の推進のため、村民の意識啓発に努めることが必要です。

## (2) 課題

- ① 村民による一斉清掃と不法投棄・野焼き防止の指導・監視の徹底  
ボランティア団体育成と意識高揚  
子どもの頃からの環境問題に関する意識づけ
- ② 水環境の維持のため、水質検査の実施と結果に対する適切な対応  
農薬や農業資材、石油系燃料等の適正管理
- ③ 森林の皆伐採の防止、植林と保育管理の支援、水資源の涵養と水質の保全
- ④ 土壌汚染対策の推進

## (3) 目指す目標

- ① 環境保全と水質保全、生態系の保護・生物の多様性の確保に向けた取り組み  
里山、農地、水辺等における多様な自然環境を保持する取り組み  
ボランティア団体の育成と意識の高揚に向けた取り組み  
一人ひとりのモラルの向上に向けた学習の推進  
子どもの頃からの環境問題に対する意識づけ教育の充実
- ② 水質検査等の環境基準を満たさない事実がある場合は、原因の特定と被害対策に迅速に対応します
- ③ 農薬や農業資材、石油燃料等の適正管理、有機農業や減農薬の推進等、大気、水、土壌等の環境の自然的要素を良好な状態に保持するため、環境に配慮した農林業の推進、地産地消の推進を目指します
- ④ 森林の皆伐採の防止、植林と保育管理の支援、水資源の涵養と水質の保全活動に取り組めます

※ 悪臭については、苦情件数がなかなか減らない状況があり、古くて新しい問題です。

規制基準に適合せず、村長が住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令などの対処をすることとなります。

今回、誘致する養豚場は、最新の脱臭システムを導入し、糞尿についても、たて型コンポストの導入により、完熟たい肥を地元農家へ無償供給予定で、農地還元する「耕畜連携」の循環型農業を推進していくこととなります。

## 第4章 農村環境基本計画の施策方針

### 目標の達成に向けた具体的な取り組み

#### 第1節 自然環境の保全、変化の抑制

森林、河川等の自然や豊かな水辺空間など恵まれた農村環境を改めて深く認識し、引き続き自然や農地を大切にする気持ちを持って、この良好な環境を次の世代に継承していきます。

森林は、林業の営みや動植物の生息だけではなく、人々の休養・レクリエーションの場、さらには、水源涵養、二酸化炭素の吸収など、地域や地球環境の保全まで多様な公益的機能を有する貴重な財産です。

しかしながら、近年は、社会・産業の変化や気候変動等により、緑や水の環境が大きく変化しており、大切な資源を後世に残していくためには、長期的な視野に立った保全活動を行っていく必要があります。

森林、河川の環境維持・保全、農地の適正な保全管理及び機能強化を推進すると同時に、環境保全型農業の促進により、村が誇る「食」について、より安全で安心な農作物の生産といった取り組みを通して、本村の原風景である良好な自然環境の形成を図っていきます。

十分な手入れがされない森林は、荒廃が進み、公益的な機能を発揮できず自然災害等を引き起こす要因となっています。さらに、温暖化の主な原因となる二酸化炭素を吸収する機能も失われることから、適正な森林管理が求められています。

また、水資源を含めた森林保全のあり方について検討するとともに、本村の豊かな森林と生態系を未来に残し、河川の水質水環境、水辺、山村、森林の景観を保全していきます。

#### 基本的施策

自然豊かな森林を保護保全し、かけがえのない財産として未来に引き継ぐ。

きれいな河川の水質と景観の保全。

環境保全型農業を促進し、食の安全性の確保を図っていく。

#### 具体的行動

##### ○村民

身近な森林に親しみ、森林の適正な保全に取り組む。

生物の貴重種や絶滅危惧種を守る。

自然保全活動にできるだけ参加する。

家庭での節水や水の再利用、有効利用を励行する。

農業集落排水、公共下水道への接続拡充及び合併浄化槽の設置に努める。

遊休農地や自己保全農地を適正に管理する。

食用の廃油や調理クズは、生活排水に流さないようにする。

河川等に灯油等の油、危険物を流出、漏えいしないようにする。

河川環境保護運動などに積極的に参加する。

○事業者

有機農業、減農薬農業に取り組む。

下水道への接続を推進する。

汚濁物質などの排出抑制を行い、排出基準を遵守する。

河川等に灯油等の油、危険物を流出、漏えいしないようにする。

○村

ナラ枯れ等による枯損木の処理、燃料としての活用等、適正な森林管理に努める。

貴重な野生動植物の保護に努める。

クマ、サルをはじめとした鳥獣対策の充実を図る。

農地の適正な保全・管理に取り組む。

低公害車の普及、購入を促進する。

法定速度を遵守する。

公共交通機関を充実させる。

安心して水、緑にふれあうことのできる水辺環境を整備する。

河川の水質保全に取り組む。

家庭雑排水の水質への負荷低減のための啓発活動を行う

## 第2節 安全・安心な生活を支える基礎的生活環境の保全

安全な生活を営むために、生命を支える大気、水、土壌等の環境に対して、日々の行動における責任を自覚し、村民みんなが健康で安心して暮らせる生活環境を作っていきます。

生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代において、ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会を構築することが求められています。

長い間、森の生態系の循環システムに適合し、森や自然と共生しながら生活してきた先人の暮らし方の知恵に学び、ゴミの減量化、再資源化、循環型農業の推進等、環境負荷の少ない社会経済活動に活かしていきます。

### 基本的施策

森からの恵みを大切にし、森に生かされた持続可能な暮らしを維持してきたことを次の世代に伝えていく。

きれいな空気と水・土を守り、快適な生活環境を確保していく。

灯油などが流出する水質汚濁事故をなくする。

地震、水害、土砂災害などの対策を強化し、社会基盤整備を進めるとともに安心して暮らせる生活環境づくりを進めていく。

ゴミの排出抑制のため、減量化、再利用、再資源化に取り組む。

複合的農業経営、資源循環、環境保全に配慮した農業に取り組んでいく。

地産地消で安全・安心な食料生産を持続可能な循環型農業で実現させる。

### 具体的行動

#### ○村民

公共交通機関の利用を促進する。

健康のために、できるだけ歩いたり自転車を利用したりする。

エコドライブの普及を図る。

ゴミの分別・リサイクルを徹底する。

マイバッグ運動を推進する。

生ゴミのたい肥化に協力する。十分に水切りをする。

空き缶、空き瓶など資源回収に努める。

廃品回収など再資源化のための活動を行う。

物を大切に使いきる。

環境美化活動等へ積極的に参加する。

ゴミの不法投棄に対する監視の意識を高める。

地元産の生産物を購入する。

循環型農業の理解に努める。

○事業者

- 低公害車の普及を誘導する。
- 適正速度を遵守する。
- エコドライブの普及を図る。
- 簡易包装に努める。
- 無駄に紙を消費しない。
- 事業系のリサイクルを推進する。
- 不法投棄をしない。
- 基準に沿った産業排水の適切な処理に努める。
- 農薬の管理、廃棄物の適正処理等により、土壌汚染対策に努める。
- 工場等における大気汚染物質や悪臭発生防止対策を徹底する。
- 農業生産基盤の維持管理に努める。
- 環境保全型農業（有機物が土壌に還元する土づくり）を推進する。
- 遊休農地の有効利用を図る。
- 安全・安心な農林水産物の生産拡大に努める。
- 農業用資材の廃棄の際、適正に処理する。

○村

- 低公害車の普及、購入を促進する。
- 法定速度を遵守する。
- 公共交通機関を充実させる。
- ハザードマップ等の整備を進める。
- 家庭や事業所の生ゴミの再資源化と有機農産物生産への利用促進を図る。
- 法令に基づく適正な廃棄物処理等の在り方を普及・啓発していく。
- ゴミの不法投棄の防止に努めるため、監視体制の強化や啓発に取り組む。
- 大気汚染等の発生源対策の推進を図る。
- 複合的農業経営、資源循環、環境保全に配慮した農業を支援、推進する。
- 農用地の保全と利活用を図る。
- 都市と農村の交流を目指す。
- 学校給食等の食材に地元農林水産物を使用する。

### 第3節 歴史・文化的資源の保全や美しい環境の創出

本村は、里山や田園の緑と調和した集落景観が保たれています。有形・無形の歴史文化が数多くあり、お祭りなどによって地域の歴史・文化が传承されています。

本村の歴史的・文化的な資源や美しい自然景観を大切にし、暮らしに身近な公共空間や良好な緑を創出して空間形成を図っていきます。

#### 基本的施策

風土に根差した歴史文化を保全、传承します。

美しいふるさと景観を保全、創出します。

快適で緑ゆたかな街並みを整備します。

#### 具体的行動

##### ○村民

住宅棟を建てる際、周辺景観への配慮し、良好な街並みづくりに協力する。

##### ○事業者

事業所の建設や看板、広告物の設置にあたり、周辺の景観に配慮する。

事業所の敷地内の緑化を推進する。

##### ○村

周辺景観への配慮した事業展開組織に支援していく。

### 第4節 持続的発展可能な循環型社会の形成

地球温暖化に配慮した生活様式を心がけ、使い捨ての生活や産業行動を改善して、限りある資源を大切にする気持ちを持って、持続的発展可能な循環型社会を構築していきます。

節電など省エネルギー活動を推進するとともに、エネルギー政策の見直しにより、環境にやさしい再生可能エネルギーへの転換が期待されている中、本村は、広大な森林と冬季の大量積雪、豊かな水など豊富な資源を有しています。利用可能なエネルギーの賦存量を把握するとともに、木質バイオマスエネルギー等、本村に適した新しい自然エネルギーの活用と利用拡大方法を総合的に検討していきます。

### 基本的施策

省エネルギー活動を進めます。

豊かな森林を守り、豊富な森林資源を活かした木質バイオマスエネルギー等の利用促進に努めます。

資源の有効利用及びゴミの排出抑制に努め、ゴミの減量化と資源化を進めます。

ゴミの分別・リサイクルを徹底します。

### 具体的行動

#### ○村民

薪ストーブや木質ペレットストーブなどの導入に積極的に取り組む。

薪やチップを利用することによって、里山へのかかわりを復活させる。

村内産の木材を積極的に利用する。

省エネルギー型のライフスタイルに配慮する。

ゴミの発生抑制に努める。

所有する森林の間伐、枝打ち等を行い、適正な管理に努める。

森林や農業にふれあう機会やイベント等に家族で参加する。

#### ○事業者

未利用間伐材や樹皮、流木、もみがらなどをエネルギーやたい肥等に利用する。

事業所へのチップボイラー等の導入に取り組む。

ゴミの発生抑制に努める。

事務所や工場等で太陽光発電などの利用に向けた検討を進める。

森林所有者の意向を把握しながら、森林管理を積極的に行う。

間伐材の活用を促進する。

#### ○村

公共施設において、太陽光発電の導入を進める。

防犯灯の省エネルギー化及び長寿命化を推進する。

農業や森林保全に関わる体験学習や環境学習を各種開催する。

森林空間へのアクセスや案内板等の整備を行う。

## 第5節 広報、啓発、学習、村民参加の推進

環境に関する教育や学習を進め、村民、事業者、村の連携、協働、パートナーシップの推進を図りながら、自分たちの村の環境を大切に思う気持ちや誇りを持って、環境保全活動及び環境のまちづくりに協働で取り組んでいきます。

環境負荷の低減行動と同時に、環境保全活動にできるだけ多くの村民が参加しやすい仕組みづくりを目指すとともに、環境活動の推進に寄与する新しい産業起こしを推進していきます。

集落や自治会での活動を再評価して、相互に協力しながら環境負荷の低減を目指していきます。

村民、事業者、村など、それぞれが担うべき役割を明らかにしながら協力・連携していく社会を目指していきます。

### 基本的施策

環境活動による新しい共同体の創出。

住民意識の向上・啓発のための環境学習。

考え方が柔軟な子どもの頃の環境保全への意識づけ。

### 具体的行動

#### ○村民

様々な環境保全の取り組みに参画する。

集落単位で有効な環境活動を実践する。(廃品回収、ゴミのたい肥化、道路・河川の美化活動、農業用排水の清掃管理、里山管理など)

省エネ、節電、環境負荷の低い商品や環境対応車の購入を進める。

様々な工夫をして環境にやさしい生活に努める。

地域やグループ、サークルなどで実施する環境学習会に参加する。

家族で環境について話し合う。

#### ○事業者

省エネ、節電、環境負荷の低い商品や環境対応車の購入を進める。

様々な工夫をして環境にやさしい操業に努める。

#### ○村

環境保全や環境美化、省エネ等のコミュニティの活動に対する支援を優先的に行う。

庁内の照明を適正に管理するなど省エネ、節電、節水に努める。

LEDや環境負荷の低い商品や環境対応車の普及、購入を進める。

環境に対する情報の公開や提供を積極的に進める。  
 広報活動を充実させる。  
 各種イベントの開催や講演会、研修会などを開催する。  
 環境を学び知るため、小・中学校や地域の生涯学習などの教育機関で、自然体験など定期的に環境教育を行う。  
 環境教育の場を設け、広く村民に学習の場を提供する。

## 目標の達成に向けた具体的な施策

### 1 ゴミ減量化の推進

#### (1) 目標達成のための施策

- ① ゴミの分別化、資源化、減量化の推進による環境への負荷の低減  
 ゴミの減量化対策事業  
 資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的利用の推進

#### (2) 計画を推進していくうえでの役割

- ① むらが行うこと  
 老朽化しているゴミステーションの補修及び更新への助成  
 ゴミ減量化に関する情報の収集、ゴミの減量化と資源化の推進
- ② 地域が行うこと  
 情報提供
- ③ 家庭で行うこと  
 ゴミ処理に対するコスト意識の醸成、一人ひとりのモラルの向上

#### (3) 目標値

計画目標値名	現数値 (H29 年度)	計画目標値
廃棄物の量	1, 375. 59 t	1, 300 t
資源ゴミの量	496. 74 t	500 t
し尿・浄化槽汚泥処理量	1, 692 kℓ	1, 600 kℓ

### 2 環境衛生及び景観の保護

#### (1) 目標達成のための施策

- ① 浄化槽整備の推進  
 設置型合併浄化槽整備事業

- ②地球温暖化防止対策の推進  
地球温暖化防止対策事業
- ③環境美化活動の推進  
環境保全対策事業
- ④水環境汚染の防止に向けた監視・指導の徹底  
水質汚濁環境調査事業
- ⑤環境ボランティア団体の育成支援  
環境ボランティア育成支援事業
- ⑥環境学習の実施、啓発活動の推進  
自然とのふれあい、農業体験等の環境学習推進事業

## (2) 計画を推進していくうえでの役割

- ①むらが行うこと
  - 不法投棄防止、野焼き防止のパトロールの徹底
  - 水質調査の実施
  - 相談及び支援体制の充実
  - 情報の提供と発信
  - 看板設置やチラシ等による意識啓発
- ②地域が行うこと
  - 地域内の清掃と不法投棄及び水質保全の監視
  - 地域づくりに貢献する活動の推進
  - 環境ボランティア団体への理解
  - 地域の環境及び資源を守る意識の醸成
- ③家庭で行うこと
  - 不法投棄をしない、させないための環境問題に対する意識づけ

## (3) 目標値

計画目標値名	現数値	計画目標値
公害苦情件数	0 件	0 件
野焼き件数	2 件	0 件
不法投棄件数	2 件	0 件

## 第5章 重点項目（プロジェクト）

限りある資源を有効に利用するとともに、持続可能な形で循環させながら利用していくまちづくりが必要不可欠です。

本計画における環境保全活動の目標として、

人と自然の健全な共生、環境負荷の少ない循環型社会の構築

を掲げて、廃棄物及びエネルギー分野の改善を重点的に進めていきます。

環境共生の村づくりに向けて、村民・事業者・村がそれぞれの役割に応じて一体となり、以下の項目を優先的かつ重点的に取り組んでいきます。

### 第1節 ゴミの減量化と再資源化（リサイクル）の推進

ゴミの量が多くなれば、その分、村の財政負担が大きくなるため、ゴミの処分費の削減を図っていく必要があります。ゴミの減量化は、省資源化や省エネにつながり、教育面を含めて見える効果が大きい活動となります。

近隣の新庄市内において、中古品や未使用品などを売買するリサイクル店のオープンやボランティア組織が行う空き缶回収の実施回数増加などのリサイクル活動が進んでいますし、近隣のスーパーなどでも、レジ袋の有料化が実施され、マイバッグ運動が推進されてきていることから、ゴミの減量化に対する村民の意識も向上してきています。

一方、生活系ゴミの一人1日当たりの排出量は、毎年、少しずつ減少しています。行政としての取り組みとしては、3R（発生抑制リデュース、再生リユース、再生利用リサイクル）運動の周知を図り、更なるゴミの減量化・リサイクルを推進します。

さらに、この3Rに加え、余計な包装などを断るリフューズや修理して長く使うリペアを加えて5Rという概念も広がってきています。

本村では、以下の5つの目標を定めゴミの減量化を図っていきます。

#### （1）家庭ゴミの発生抑制

マイバック運動と簡易包装の促進を重点的に進めていきます。

最も基本的な単位である親子や家族内において、日常生活の中での環境に対する取り組みを習慣化することが重要です。

小中学校の環境学習で「もったいない」という考え方を、食育、食農教育的に取り入れ、子ども達へ意識づけを図っていきます。

ゴミは、見方を変えると資源になるという考え方を持つとともに、必要ないもの、無駄なものを持ち込まないで、ゴミを減らしていく生活形態を普及していきます。

## (2) 家庭ゴミの再利用によるゴミの減量化

個々で使わなくなったものを他に利用できる事業の活用を図っていきます。  
資源ゴミの地域内循環ネットワークの構築を図っていきます。

## (3) 公共施設のゴミを率先して減量化

印刷物は、可能な範囲で裏紙の利用や両面印刷を行い、必要最小限の部数にとどめるように努めます。

使用済み封筒の再利用を積極的に行います。

使用済みトナーのリサイクル、古紙回収の実施。

ゴミの分別を徹底します。

## (4) 事業者のゴミや廃棄物の減量化への積極的な取り組みの推進

産業廃棄物の減量化・再資源化を推進します。

## (5) ゴミの再資源化の推進

ゴミの再資源化は、資源ゴミと可燃ゴミに分別されることによって可能になります。

資源ゴミ(プラスチック系ペットボトル、空き缶類、空き瓶など)については、再資源化が広域事務組合で進められています。

### 具体的行動

#### ○村民の役割

- ・食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ゴミの「水きり」の徹底に努めます。
- ・正しい分別方法で、ゴミと資源物を分別し、指定日に指定された場所に出すことにより、ゴミの減量化に取り組みます。
- ・ゴミの適正処理や環境に係る学習会等へ積極的に参加します。

#### ○事業者の役割

- ・エコマーク商品やリサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の開発、製造及び積極的な購入・使用を進めます。
- ・原材料は、再生資源や廃棄物として処理・処分が容易なものを利用するよう努めます。

#### ○村の役割

- ・村民、事業者に対して、ゴミ処理に関する情報を提供します。
- ・3R運動の推進を図るために普及啓発を実施します。
- ・自治会や子ども会などの団体が取り組む資源回収事業を支援します。

## 第2節 木質バイオマスエネルギーの利用促進と省エネルギー

本村の豊かな地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの活用を推進するため、未利用の木質バイオマスを積極的に活用します。

今後、新しく施設を整備する場合や既存施設の改築等を行う場合には、可能な限り本村の地域特性・地域資源を活かしたペレットストーブなどの再生可能エネルギー（薪、チップ、ペレットなどのエネルギー資源としての木質バイオマス）の導入を図ります。

ペレットの原料は、森林の育成過程で発生する間伐材や製材クズなどで、再生可能で尽きることがありません。燃焼して排出するCO<sub>2</sub>は、木が成長時に吸収するCO<sub>2</sub>で、大気中のCO<sub>2</sub>を増やさないため、熱利用に関して地域の森林を利用し、木質バイオマスエネルギーとして活用することは、山の荒廃を防ぐとともに地域を豊かにし、エネルギーの地産地消につながります。

公共施設での省エネを積極的に推進するとともに、誰もが身近なところから取り組める小中学校での省エネ学習や村内事業所での省エネ活動など、村全体で省エネ運動が広がるような組織体制の整備や情報提供を図ります。

### ※ 本村における木質バイオマスの賦存量の推計

木質バイオマスの利用可能な賦存量は、未利用の切り捨て間伐材(林地残材)や製材所残材が主なものです。今後、間伐時期に来ている人工林の適正な管理を行う上で発生する間伐材や里山の整備などによる落葉広葉樹材などを含むと、相当量の賦存量が見込まれます。

表4-1 山形県内市町村における利用可能な林地残材賦存量ベスト10  
(単位：G J/年)

順位	市町村名	潜在賦存量	期待可採量
1	鶴岡市	22,957,698	875,655
2	小国町	16,670,126	353,452
3	米沢市	9,711,075	236,296
4	西川町	8,569,862	269,097
5	真室川町	7,228,698	242,221
6	飯豊町	7,024,671	139,952
7	尾花沢市	6,431,699	192,827
8	酒田市	6,282,955	273,800
9	最上町	6,111,060	194,158
10	戸沢村	5,190,046	144,526

(H23.2 山形県「緑の分権改革」推進事業委託業務調査報告書より抽出)

**具体的行動****○村民の役割**

- ・家庭に設置できるような再生可能エネルギー（ペレットストーブ、ソーラーパネル等）を国や県、村の支援策を有効に活用しながら積極的に導入します。
- ・家庭における省エネルギーを推進し、環境負荷の少ない地球環境に配慮したライフスタイルを推進します。

**○事業者の役割**

- ・国などが実施する各種助成制度などを有効に活用しながら、事業所（工場）や事務所において、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を図ります。

**○村の役割**

- ・公共施設への再生可能エネルギー導入を率先しながら、村民への再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、理解を深めながら村民への普及、啓発を図ります。
- ・学校教育の一環として、エネルギーや環境問題を積極的に取り入れ、村の取り組みについての学習と、将来に向けた人材育成を図ります。

## 第3節 森林文化と環境を活かした産業活性化支援

深刻な環境問題や自然災害等から、もう一度、暮らし方の見直しや心の豊かさが求められています。また、先人の知恵から学ぶ持続可能な生活スタイルが求められています。

本村が持続的に発展していくためには、森を自然の宝と捉え、資源として、そして、文化として後世に守り伝えていかなければなりません。里山の美しい景観は、森と一体となった周辺の農地やため池、水路、集落などがバランスよく調和し、そこに豊かな生き物が生息していることが必要です。そのため、周辺農地で循環型農業を進め、農地を保全し、安全・安心な食料の地域内循環を推進していきます。

また、森林、河川等の自然を大切にし、豊かな森林資源の保全と森の文化の伝承を実施していきます。

本村の豊かな森は、産業、生活、文化を創造し、支えてきた地域資源であり、清らかな水と空気を供給する源泉です。この豊かな環境資源の特徴を活かした新しい産業の創造を模索、支援していく必要があります。



○戸沢村農村環境保全条例

平成30年3月15日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する施策（第7条—第14条）

第3章 環境審議会（第15条・第16条）

第4章 環境の保全に関する施策の推進体制等（第17条・第18条）

第5章 補則（第19条）

附則

前文

私たちの戸沢村は、「豊かな自然に四季のかおりと舟唄のこだまする村」として、奥羽の美しい山並みに囲まれ、母なる川「最上川」が村の中央部を東西に貫き、庄内地方を経て日本海に注いでいる。肥沃な田園地帯が開け、四季折々の多彩な風景が見られる豊かな自然環境を有している。

現在、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、廃棄物が増大している。これらは、微妙な均衡の上に成り立つ自然生態系に影響を及ぼし、ひいては、すべての生物のよりどころである地球環境をも脅かすに至っている部分がある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえない恵み豊かな環境を守り、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

このような認識の下に、私たちは、村民、事業者及び村の協働によつて、この戸沢村が「人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な、次世代に誇りうる村」となることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、農村環境の保全について基本理念を定め、村民、事業者及び村の責務を明らかにするとともに、農村環境の保全に関する施策（以下「農村環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、農村環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて、現在及び将来にわたり、村民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

## 資 料 編

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、大気汚染、野生生物の種の減少、砂漠化その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、村民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、村民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいくことができるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下に、資源の循環的な利用等を推進すること、その他の環境の保全に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによつて、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを旨として行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下に、あらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

### (村民の責務及び理解と協力)

第4条 村民は、前条に規定する環境の保全に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めるとともに、村が実施する農村環境施策に積極的に協力するものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、良好な環境を適正に保全するとともに、村が実施する農村環境施策に積極的に協力するものとする。

### (村の責務)

第6条 村は、基本理念にのっとり、基本的かつ総合的な農村環境施策を策定し、実施するとともに、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に率先して努めなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する施策

### (農村環境施策の基本方針)

第7条 村は、農村環境施策を策定し、これを実施するに当たって、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等の環境の自然的要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、里山、農地、水辺等における多様な自然環境を保持すること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的利用を推進し、環境への負荷を低減すること。
- (4) 人と自然の豊かなふれあいを確保するとともに、「山と川とみどり豊かなふる里・戸沢村」にふさわしい良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図り、快適な環境を保全すること。

### (農村環境基本計画)

第8条 村長は、農村環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、農村環境基本計画を定めなければならない。

2 農村環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、農村環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 村長は、農村環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び村民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 村長は、農村環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、農村環境基本計画の変更について準用する。

### (実施状況等の公表)

第9条 村長は、農村環境基本計画に基づき、実施した施策の状況を公表するものとする。

### (村の施策の策定等に当たつての配慮)

第10条 村は、施策を策定し、実施する際には、農村環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮するものとする。

### (規制の措置)

第11条 村は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、事業者と環境保全協定書の締結等、必要な規制の措置を講ずるものとする。

## 資料編

2 村は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、村は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化の推進及び環境保全員の設置)

第12条 村は、地域の美しい環境を保全するため、ごみの不法投棄及び散乱の防止、美観を損ねる屋外における物の保管の防止等について、必要な措置を講ずるものとする。

2 村長は、地域における不法投棄の防止、環境美化の促進及び美観の保護に資する活動を行う者として環境保全員を設置する。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 村は、村民、事業者及び民間の団体（以下「村民等」という。）が環境の保全について理解を深めるとともに、自主的な活動を行う意欲が増進されるよう関係機関と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第14条 村は、国、他の地方公共団体、村民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第15条 村は、次に掲げる事項を審議するため、戸沢村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 農村環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項に関すること。

2 審議会は、委員10人以内をもって構成する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 村議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、委員の再任は妨げない。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長

となる。

(旅費及び費用弁償等の支給)

第16条 審議会委員の費用弁償等については、戸沢村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和45年戸沢村条例第7号)に定めるところによる。

#### 第4章 環境の保全に関する施策の推進体制等

(推進体制の整備等)

第17条 村は、農村環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 村は、村民等と協働して農村環境施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。
- 3 村は、農村環境施策について、必要に応じて村民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との連携等)

第18条 村は、国、他の地方公共団体等と連携し、協力して農村環境施策の推進に努めるものとする。

- 2 村は、農村環境施策の推進を図るため、必要に応じて、国、他の地方公共団体等に対し、農村環境施策に関する提言等を行うものとする。

#### 第5章 補則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 資 料 編

### 環 境 保 全 協 定 書

山形県最上郡戸沢村(以下「甲」という。)と株式会社山形戸沢ファーム(以下「乙」という。)は、次のとおり環境保全協定(以下「協定」という。)を締結する。

#### (目 的)

第1条 この協定は、乙が山形県最上郡戸沢村大字松坂字天ヶ沢地区内で行う養豚農場(以下「養豚農場」という。)の事業活動において、公害を防止するためにあらかじめ講ずべき措置及び発生した場合の措置について必要な事項を定めることにより、地域住民の健康及び生活環境を保全することを目的とする。

#### (責 務)

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、水質汚濁防止法や悪臭防止法、山形県生活環境保全等に関する条例や村の農村環境保全条例など、関係法令及び協定を遵守し、公害防止のために最大限努力するとともに、甲が実施する地域の環境保全対策及び公害防止対策に係る施策に積極的に協力するものとする。

#### (公害防止対策)

第3条 乙は、乙の事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、別紙に定める公害防止対策を実施するものとする。

2 乙は、公害及び事故等の発生を防止するため、公害防止に関する責任者を選任する等、必要な社内体制を確立するものとする。

3 乙は、従業員に対し、公害防止に関する教育訓練を計画的に実施して、公害防止に対する意欲を高揚するように努めるものとする。

#### (廃棄物の保管及び処理)

第4条 乙は、廃棄物の保管及び処理を行う場合は、周辺の環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講ずるものとする。

#### (自主測定及び結果報告)

第5条 乙は、別紙に定める項目について毎年2回測定をおこなうとともに、その記録を3年間保存する。

2 乙は、別紙に定める項目について測定したときは、測定した月の翌月末までに測定結果を甲に報告するものとする。

#### (事前協議)

第6条 乙は、公害防止施設、設備等の新設・増設・移設等をしようとするときは、甲と事前協議をするものとする。

#### (事故時の措置)

第7条 乙は、乙の事業活動に伴う公害または事業の用に供する施設等に公害が発生するおそれのある故障、破損その他の事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じ、その原因を除去するとともに、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に対し当該事故が再発することを防止するための必要な措置について指導することができるものとする。

#### (苦情処理)

第8条 乙は、地域住民から公害に関する苦情を受けた場合、現状等を調査のうえ、誠意をもってその解決に当たるものとする。

#### (被害対応)

第9条 乙は、乙の事業に起因する公害により、地域住民の健康又は財産に被害を与えた場合は、原因を調査し、迅速かつ適正に、誠意をもってその解決に当たるものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 甲は、この協定の施行上、必要な限度において、乙に対し、この協定の実施状況等について報告を求め、又は乙の事業場へ立ち入り、公害防止施設・関係書類等について調査を行うことができるものとする。

なお、甲が養豚場内に立ち入る場合は、伝染病予防のため乙の指示に従うものとする。

(改善等の措置)

第11条 甲は、乙がこの協定の規定に違反する行為があったと認めた場合は、乙に対し、施設の使用法若しくは構造の改善、その他必要な措置を講ずるよう、法律の規定に基づき指示することができるものとする。

(環境の整備)

第12条 乙は、養豚農場の環境を良好に保持するため敷地内の清掃を徹底すると共に、敷地内の緑化の推進等、必要な環境の整備を行うものとする。

(会議の開催)

第13条 この協定の遵守状況や養豚農場の事業活動内容の報告及び検証、意見交換のため、甲・乙・地区会代表等との間で組織する連絡協議会代表及び立会人の出席する会議を毎年1回程度開催するものとする。

(補 足)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

また、甲乙いずれから申し出がない限り、この協定は自動更新するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年8月2日

甲 山形県最上郡戸沢村大字古口270

戸沢村長 渡部 秀勝

乙 山形県最上郡戸沢村大字名高1593番地の2

株式会社 山形戸沢ファーム

代表取締役社長 室岡 賢司

立会人

養豚施設建設地域連絡協議会

会長 加藤 文明

立会人

戸沢村環境審議会

会長 柿崎 三男



戸沢村環境審議会委員名簿

NO.	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	有 識 者	阿 部 和 雄	環境保全員	
2	村 議 会 議 員	早 坂 文 也	村 議 会 議 長	
3		加 藤 臣 一	村 議 会 副 議 長	
4		富 樫 義 人	村 議 会 議 員 産業建設常任委員長	
5		岡 田 孝 一	村 議 会 議 員 地方創生特別委員長	
6		農 業 委 員 会	柿 崎 三 男	農 業 委 員 会 会 長
7	土 地 改 良 区	八 畝 英 樹	土 地 改 良 区 事 務 局 長	
8	住 民 代 表	寺 内 恵 一	地 区 会 長 会 副 会 長	
9		安 食 喜 一 郎	地 区 会 長 会 副 会 長	
10		柿 崎 孝 一	地 区 会 長 会 会 長	審 議 会 副 会 長

戸沢村環境審議会事務局名簿

NO.	所 属	氏 名	役 職	備 考
1	産 業 振 興 課	佐 藤 真 吾	課 長	
2		庄 司 欣 哉	主 幹	
3		市 川 泰 博	農 政 係 長	
4		畠 山 伸 晃	主 任	
5		増 山 聖 汰	主 事	

# 戸沢村農村環境基本計画

平成31年3月

戸沢村 産業振興課 農政係

〒999-6401

山形県最上郡戸沢村大字古口270

TEL:0233-72-2111

FAX:0233-72-2116

E-mail: [sanshin1@vill.tozawa.yamagata.jp](mailto:sanshin1@vill.tozawa.yamagata.jp)

